

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月30日

高知県知事 殿



提出者

住 所 高知市九反田5番8号

氏 名 新進建設株式会社

代表取締役 小川 裕司

電話番号 088-882-7166

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	高知市外の工事現場
事業場の所在地	高知市外
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

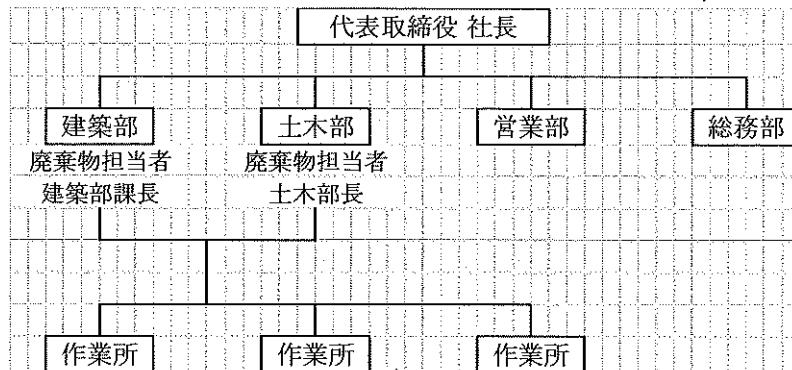
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

事業の種類	総合工事業
②事業の規模	前年度元請完成工事 (4,921,291千円)
③従業員数	60名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none">建設工事で発生したがれき類は、自社若しくは委託した収集運搬業者にて運搬し、委託契約の再生処理業者で再資源化。建設工事で発生した、紙くず、木くず、繊維くず、ガラス陶磁器類、廃プラスチック類は、自社若しくは委託した収集運搬業者にて運搬し委託契約の処分業者にてチップ・燃料・肥料等の再資源化分と、再資源化不能分は、焼却・埋立処分される。建設工事で発生した金属くずは、自社若しくは委託した収集運搬業者にて運搬し、再生処分業者（圧縮・切断）で再資源化。建設工事で発生した混合廃棄物（廃プラスチック類、金属、木、紙くず等）は、自社若しくは委託した収集運搬業者にて運搬し、処分業者（焼却・埋立）で最終処分される。

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和2年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	金属くず	紙くず	廃プラ	木くず
	排 出 量	6532 t	33 t	9t	61t	187t
	(これまでに実施した取組)					
<ul style="list-style-type: none"> 施工前の施工委員会において、廃棄物の発生を抑制した工法・資材等を検討し採用する。 廃棄物を再生処理施設へ委託し、自らも再生資材を積極的に使用する。 廃棄物の分別を徹底し、再生品の利用を推進する。 取組結果として、前年度より全体的に数量は減少している。今後も取組にて抑制に努める。 						
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	金属くず	紙くず	廃プラ	木くず
	排 出 量	600t	1t	1t	10t	5t
	(今後実施する予定の取組)					
<ul style="list-style-type: none"> 現状の取り組のとおり本年度も実施する。 社員全員で当社のISO14,001の理解度を向上させ、廃棄物の抑制に努める。 						

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類：がれき類、金属くず、紙くず、廃プラ、木くず、その他 取組：作業所に分別する場所を定め分別を徹底する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類：がれき類、金属くず、紙くず、廃プラ、木くず、その他 取組：これまでに実施した取組をさらに徹底させる。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

		【目標】					
		産業廃棄物の種類	がれき類	金属くず	紙くず	廃プラ	木くず
②計画		全処理委託量	600t	1t	1t	10t	5t
		優良認定処理業者への 処理委託量	—	—	—	—	—
		再生利用業者への 処理委託量	600t	1t	1t	10t	5t
		認定熱回収業者への 処理委託量	—	—	—	—	—
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	—	—	—	—	—
(今後実施する予定の取組) •これまでに実施した取組をさらに徹底させる。							
※事務処理欄							

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。